



## ガンバ大阪 高槻 おとなのサッカースクール 規約

### 第1条 (名称・所在地)

名称を「ガンバ大阪 高槻 おとなのサッカースクール」といい、本部を大阪府千里万博公園  
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。

### 第2条 (目的)

当おとなのサッカースクールは、これからの少子高齢化を迎えるにあたり、幅広い層への健康づくりに役立つ生涯スポーツが求められていることから、ガンバ大阪としてサッカーの基本を習得し少しでも上達する中でサッカーの楽しさに触れることや、体を動かす爽快感を体験することを目的にサッカーの指導を行う。

### 第3条 (入会資格)

本人が当スクールの趣旨に賛同される18歳以上の健康でサッカーを楽しみたい方でサッカーの経験者・未経験者・初心者を対象とする。

### 第4条 (開催日時)

当スクールが、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営要領による。

### 第5条 (指導)

当スクールが定めた指導方法により、スクール生の個性に適したサッカーの指導を行う。

### 第6条 (入会手続き)

入会希望者は、当規約・運営要領に同意のうえ、ガンバ大阪スクールホームページ「hacomono」  
<https://gamba-osaka-academy.hacomono.jp>より申し込み手続きを行う。

### 第7条 (会費)

年会費および月会費は、別途運営要領による。尚、当スクールとしては一旦支払われた年会費費および月会費は返金しないものとする。

### 第8条 (開催場所)

当スクールの指導場所は、別途運営要領による。

### 第9条 (スクール生の自己負担費用)

- (1) トレーニング等の参加にかかわる交通費等
- (2) トレーニングに必要な個人用具 (ウェア、運動靴、スパイクなど)

### 第10条 (更新)

同スクールにおいて次年度への自動更新は原則として自動更新とする。

### 第11条 (休会)

ケガもしくは、やむを得ない事由により、月初から月末まで1ヶ月以上休む場合は、メンバーサイトのマイページより所定の期間までに変更手続きを行わなければならない。尚、休会期間は月単位とし、休会費は所定月会費の半額とする。

### 第12条 (退会)

退会する場合は、マイページより所定の期間までに退会手続きを行わなければならない。尚、退会時点においてすでに支払われている年会費・月会費の返金はありません。

### 第13条 (スクール生のモラル) スクール生は次のことを守らなければならない。

- (1) 当スクール内の秩序、コーチの指示
- (2) 明朗快活なスポーツマン・スポーツウーマンとしての誇りとその態度

### 第14条 (除名)

当スクールは、本規約に違反したりスクール生としてふさわしくないとガンバ大阪が判断した者を退会させることができる。

### 第15条 (保険および事故の責任)

スクール生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。当スクールにおける事故については、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ補償する。

### 第16条 (免責)

当スクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難について、当クリニックは一切責任を負わない。

### 第17条 (発効)

この規約は、2025年4月1日より発効する。